

法務省刑総第1021号

東京高等検察庁検事官 松本直美

本日令和6年6月18日我が国の確定死刑囚
に刑を履行した。以下がその人物である

川上嗣人

本書類をもって川上嗣人の刑を終了する。
又該当私人が犯した刑事記録書類全て破棄する
又該当私人の我が国国籍その他全ての記録を
破棄する。また該当私人にまつわる全ての書類
を我が国から排除する旨をここに記す。
又該当私人の遺族に川上嗣人の身柄、遺体、並びに遺留
品は全てその親族に受け渡す。これを我が国政府は保証
する
以上

履行日時

2024年6月18日

令和6年6月18日

法務大臣 小泉龍司

